

「子どもを共に育む京都市民憲章」制定1周年ニュース

「子どもを共に育む京都市民憲章」が 制定1周年を迎えました!!

子どもは社会の宝、皆さんも一緒に育みましょう

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」は、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持たず、命を軽視してしまう現実を前に、今、大人として何をなすべきかを、多くの市民の皆様が活発な議論を交わして定めた、市民共通の行動規範です。

制定から1年が経過した今、本憲章の理念に通じる数々の取組が地域や市民の皆様の手によって展開されています。

本憲章を御存知なかった方も、子どもたちの今と未来のために、身近にできることから実践し、行動の輪を広げていきましょう。

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切に、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。

そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成一九年二月五日 制定

三月一三日 憲章を積極的に推進する市会決議

子どもたちの今と未来のために

